

宇部市短期集中予防サービス（通所型C）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、宇部市短期集中予防サービス（通所型C）実施要綱（以下「実施要綱」という。）の実施内容について必要な事項を定めるものとする。

（プログラム内容）

第2条 実施要綱第8条第3項に規定する各号のプログラムの内容は別表1のとおりとする。

（提供時間）

第3条 実施要綱第8条第1項に定める短期集中予防サービスの提供時間は、1回2時間程度とする。ただし、同条第3項第7号のプログラムを実施する場合は、短期集中予防サービス利用者（以下、利用者という）と短期集中予防サービス提供事業者（以下、事業者という）が実施日の調整を行い、必要な時間数を提供すること。

（カンファレンスの開催）

第4条 事業者は、利用者のプログラム内容や短期集中予防サービス終了後に利用者が再び自分らしい生活を送るための目指すべき方向性について、具体的に検討するカンファレンスを開催しなければならない。

- 1 事業者は、地域包括支援センター職員（以下、包括職員）又は必要に応じてその他保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者を召集することとする。
- 2 開催方法は対面を基本とするが、必要に応じて電話又はテレビ電話装置その他の情報通信機器により開催することも可とする。
- 3 開催時期の目安として、短期集中予防サービスの6回目又は7回目終了後に中間カンファレンスを、9回目又は10回目終了後に最終カンファレンスを行うものとする。

（実績報告）

第5条 事業者は、短期集中予防サービスの提供を行った月の翌月10日までに所定の様式において実績を市へ報告しなければならない。

（単価）

第6条 短期集中予防サービスに係る委託料及び加算（以下、委託料等）の単価は、別表2で定める額とする。

（委託料等の請求）

第7条 事業者は、山口県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）に委託料等の請求を行い、国保連合会から支払いを受けるものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるものの他、事業の実施内容に関して必要な事項は、市が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
(宇部市短期集中予防サービス（通所型C）試行実施要領の廃止)
- 2 宇部市短期集中予防サービス（通所型C）試行実施要領は廃止する。

附 則

この要領は、令和7年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

プログラム名	内容
セルフマネジメントプログラム	セルフマネジメント能力を高めるために、ホープノートを使用して週に 1 回面談を実施し、自宅での取組内容の確認や振り返りを行う。短期集中予防サービスの利用終了後も、自宅で心身機能の改善等が維持・継続できるよう、次に掲げる項目の実現に向けて取り組まなければならない。 （１） セルフマネジメントにより自信を持って生活することを可能にすること （２） アセスメントで把握した生活の不安の原因を解消すること （３） プログラム終了後、再び自分らしい生活を送るための活動を支援すること
口腔機能向上プログラム	市で示したチェックシート及び指導マニュアルを活用し、次に掲げる項目に取り組まなければならない。 （１） 利用者の口腔に関する課題を明らかにし、口腔機能を維持・向上させることの必要性の理解を得る。 （２） 日常的な口腔清掃の意義と必要性の理解を得て、動機付け及び習慣付けを行う。 （３） 日常生活の場で継続できるトレーニングの指導により、摂食・嚥下機能の向上を目指す。
栄養改善プログラム	次に掲げる項目に取り組まなければならない。 （１） 利用者の栄養に関する課題を明らかにし、食事内容の提案による低栄養状態の改善を目指す。 （２） 利用者や利用者家族に対し、栄養指導によって日常生活における「食べること」の自立を目指す。
社会参加プログラム	社会参加につながる地域の情報を収集し提案する。また、利用者が実際に社会参加するために必要な能力を高める。
I A D L プログラム	日常生活関連動作が行えるよう、具体的な生活上の場面を想定し、模擬的な動作を行う。また現地で動作を行うことも可能とする。
運動機能向上プログラム	単にスポーツ活動を行うものではなく、利用者が個人として自宅で継続して取り組むことができるような、ストレッチ、バランス運動、筋力向上運動、機能的運動等を組み合わせたものとする。
訪問プログラム	自宅や実際の活動の場を訪問し、利用者の生活課題を実際の場面で評価及び指導を行う。動作指導、道具の工夫で解決できる点があれば提案を行う。

別表 2（第 6 条関係）

短期集中予防サービスの単価（利用者 1 人あたり）

種別	単価
基本報酬（全 1 2 回）	1 回につき 8, 0 0 0 円
訪問プログラムの実施	8, 0 0 0 円（1 回に限る。）
hope 加算	3, 0 0 0 円（1 回に限る。） 全プログラム終了後、利用者が今後介護保険サービス（※）を必要とせず、自身のセルフマネジメントにより自分らしい生活を送ることができることを、事業者、利用者及び包括職員が合意した場合のみ請求可。
送迎加算	1 回につき 1, 0 0 0 円 基本圏域（※）を超えて送迎した場合に限る。

※介護保険サービス：介護予防サービス（住宅改修、福祉用具購入及び貸与を除く）、地域密着型介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス）

※基本圏域：以下の 5 つの圏域のうち、事業所がある圏域。

ただし、北部については事業所がある地区を基本圏域とする。

東部（東岐波、川上、西岐波、常盤）

西部（西宇部、厚南、黒石、原）

中部（上宇部、小羽山、新川、鵜の島、藤山）

北部（厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部）

南部（恩田、岬、見初、神原、琴芝）